

# あすなろ通信

No.196  
2019-1



発行 高松あすなろの会

〒761-8081

香川県高松市成合町 559-15

<http://takamatsu-asunaro.org/>



フリーダイヤル サンキュー あすなろ  
0120-39-0476

TEL 087-897-3211

FAX 087-885-2390

[mail tu@tasnr.org](mailto:tu@tasnr.org)

## 生活再建セミナー

### LGBTのための気づきセミナー

# 心のブロックの外し方パート2

## ～マイハルティーだから生きられる～

ふと考えてみる。

一体自分はどこから来て、どこへ向かっているのだろう。

いつの頃からか自分自身が嫌になっていた。

それ以上にまわりから注がれる視線がもっと嫌だった。

……肩の荷物を少し軽くしてみませんか。

## 1月25日（金）夜7時から

高松あすなろの会事務所

## 当会からのお願い

同封の「銀行カードローン法規制を求める請願書」の署名にご協力をお願い致します。

## 会費納入のお願い

☆当会の運営は、皆様の会費や寄付金（カンパ）で支えられています。

会費未納の方は納入をお願いします。カンパも宜しくお願い致します。

郵便局 01610-4-31210 口座名「あすなろの会」

百十四銀行 東支店（普）0234943 口座名「あすなろの会」

# 生きづらさを乗り越えて

～世間で騒いでいるLGBTって～ (2)

トランスジェンダー 木村アンリ

LGBT 性的少数者は顕在化できない理由があります。それは公表するだけですべての取り扱われ方が不利になるからです。ここに人権問題としてのとらえ方ができる理由があります。知地域社会とのつながりも希薄になりがちです。

当事者はこのほか貧困であったり、ほかの精神疾患を抱えていたり、薬物、アルコール依存になったり、自殺念慮、未遂の経験者も非当事者に比べて多いのです。またエイズなども社会から拒まれる理由に挙げられます。また自分のことを正確に伝える技術も持っている人は少数です。だから地域社会に溶け込みにくいのです。

子供の頃は学校の男女二元論の元祖のような校内規則。制服だけでなく、持ち物の色、髪のカタチまで細かく決められていたりします。就学中はカリキュラムが男女にはっきり区別されています。出席簿の順番とかもです。最近では大分緩和されてきて呼び方も「さん」で統一しているところも増えてきました。

就職活動も大変です。男女で仕事に分かれているところもあります。社会的性役割です。「男性が営業で、女性が事務処理」もそれに当てはまります。就業規則、トイレ、更衣室も大きなハードルです。ゲイやレズビアンの方はそのことがばれないか、他人に馬鹿にされないか、いつもびくびくしています。

結婚に至っては性的少数者には耐えられません。トランスだけではなく、同性愛者も乗り越えるのが一番難しいのです。ここでやむを得ず公表する方も多いのですが、子供や孫の誕生を心待ちにしている家族を裏切ることになるのがこころ苦しいと思います。当事者の心が最も重くなる問題です。「パートナーです」と同性を連れて帰ることを想像してみてください。

介護や当事者の入院も避けて通れない人生の試練なのでしょう。トラブルの原因になることもあります。最近では健康保険証から男女の記載が無くなったところもあります。ちょっと確認してみてください。同性のパートナーの入院や手術の時、病院側からの説明や家族の同意を求められる時が問題になります。不幸にして亡くなったときの処理も、相続も含めて大変な状況が待っています。

ここ数年LGBTを取り巻く環境はすこしずつですが変化はしてきています。しかしまだまだ多くの方が理解しているわけではありません。特に家族の間では利害関係だけではなく、感情が絡むから大変です。当事者だけではなく、公表した後のその家族も周囲から冷たい目で見られはしないかと、いつも心配しています。

社会が変われないのはメディアの表現にも問題があります。せっかくLGBTを扱っても、内容を正しく理解していないことの方が多く、せっかくの情報がまちがって送られることは残念です。また、まだまだ色物の様に扱われる女装タレントのなんと多いことか。男装タレントはあまりというかほとんど出てきません。視聴者に受けないからです。見ている側に面白可笑しく届かないといけないという制作者の認識が変わらないのです。それは同じような趣向の番組が多いことで頷けると思います。社会がもっと成熟してくると変わる可能性は大いにあります。

社会制度の変化は今のところ外資系や海外に生産拠点を持っている企業の努力で変わりつつあります。でも国内の法が整備されないのですべてにゆきわたらせません。今なお苦しんでいる人たちは多いのです。模範的に異性の結婚を模倣したようなパートナーシップ制度は現在9の地方自治体が実施しています。しかし内容的には法律の基準を超えることはできません。たとえば同居している同性カップルの遺産の相続問題や、税法上の優遇措置などは法律の整備を待たなければなりません。保険の受取人にはなることができるようになりました。

2019年春にはパートナーシップ制度を実施する自治体の人口が日本の人口の10%を超える見込みです。そこから大きな変革が社会に起こってゆくのではないかと期待しています。